平成２７年（フ）第２３号
山形県東村山郡山辺町大字山辺2732番地24
債務者　長谷川健一
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６７０号
兵庫県尼崎市道意町６丁目１番地の３
債務者　金川　慶美
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５８号
北九州市小倉南区城野２丁目１番10―805号
債務者　渡邉　晴美
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４５９号
北九州市小倉南区城野２丁目１番10―805号
債務者　渡邉　美樹
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６１０号
北九州市八幡東区祇園３丁目７番３号
債務者　安藤　　登
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２８号
北九州市若松区桜町11番23号
債務者　池永　浩貴
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７４号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目８番地の９サンコート塚口201号
債務者　堀田　耕二
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６４号
北九州市小倉南区朽網西１丁目17番32号
債務者　亀田佐和子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２４号
埼玉県上尾市西宮下１丁目98番地２　メゾン田中206
債務者　中村　清一
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　達広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
兵庫県尼崎市立花町４丁目12番１号ベルトピア立花Ⅲ202号
債務者　中務　康史
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　幸雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５号
埼玉県ふじみ野市ふじみ野３丁目４番43号シティハイムコンフォール201
債務者　畠山　　敬
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９９号
石川県加賀市尾俣町大桜１番地104
債務者　坂本　茂子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙見健次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第２２号
京都市山科区西野離宮町36－４　洛東タクシー社員寮、住民票上の住所大阪府茨木市山手台４丁目６番４―308号
債務者　芝　　弘次
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　豊明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３３８号
埼玉県川口市飯原町８番25号　シスターハウス105号
債務者　濱田　政次
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　誉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
埼玉県川口市幸町２丁目13番24号
債務者　水越　裕子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３９０号
愛知県岡崎市中島町字中道45番地５
債務者　坂本　光代
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　侑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９１５号
堺市南区竹城台３丁１番２―106号、元営業所堺市中区深井沢町3155阪和ビル３階
債務者　４Ｕこと　川添　善議
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪尾　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係